

令和8年度版
河川水辺の国勢調査
基本調査マニュアル
〔ダム湖版〕

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
令和7年9月 改定

「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」は、全体で下記のⅠからⅨまでの9編から構成される。その構成を以下に示す。

<目 次>

はじめに	1
1. 調査の目的と位置付け.....	1
2. 調査対象	2
3. 調査の構成	2
4. 調査実施の頻度.....	3
5. 調査手順	5
6. 調査地区等に関する留意事項.....	6
Ⅰ 魚類採捕調査編	Ⅰ-1
Ⅱ 魚類環境 DNA 調査編(案)	Ⅱ-1
Ⅲ 底生動物調査編	Ⅲ-1
Ⅳ 動植物プランクトン調査編.....	Ⅳ-1
Ⅴ 植物調査編	Ⅴ-1
Ⅵ 鳥類調査編	Ⅵ-1
Ⅶ 両生類・爬虫類・哺乳類調査編.....	Ⅶ-1
Ⅷ 陸上昆虫类等調査編.....	Ⅷ-1
Ⅸ ダム湖環境基図作成調査編.....	Ⅸ-1

河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔ダム湖版〕の改訂経過

表 改訂経過

年 月	内 容
平成 2 年	・魚介類試行調査
平成 4 年 5 月	・「ダム自然環境調査マニュアル（案）」作成
平成 6 年 5 月	・「平成6年度版河川水辺の国勢調査マニュアル(案) (生物調査編)」作成
平成 13 年 2 月	・「平成 6 年度版河川水辺の国勢調査マニュアル（案）ダム湖版（生物調査編）に関する事務連絡（国土交通省河川環境課）」により陸域の調査地点・ルートの設定方法を変更
平成 18 年 3 月	・「平成18年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔ダム版〕」作成
平成 24 年 3 月	・「平成18年度版ダム水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔ダム版〕」一部改訂（文献調査の簡素化）
平成 28 年 1 月	・「平成28年度版ダム水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔ダム版〕」作成
令和 7 年 9 月	・「令和 8 年度版ダム水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔ダム湖版〕」作成

はじめに

はじめに

1. 調査の目的と位置付け

「河川水辺の国勢調査 [ダム湖版] (基本調査)」(以下、基本調査とする)は、ダム湖及びその周辺に特有な環境における生物の生息・生育状況を把握することにより、生物の良好な生息・生育環境の保全を念頭においた適切なダム管理に資することを目的としている。また、ダム湖及びその周辺における生物の生息・生育環境を把握することにより、ダム湖内の水質障害や周辺環境の変化等をいち早く発見することができ、利水障害やダム湖周辺山地の変化によるダム湖の水質や流入水質の長期的な変化の傾向も把握できる。さらに、ダムからの放流水が下流の河川生態系に実際に影響を与えているのか等も、長期的に継続把握していくことで、変化や影響が生じた際の適切な保全対策の検討にもつなげることができる。

そのため、基本調査は、定期的(5年または10年に1回)、継続的(平成2年度から実施)、統一的(マニュアルにおいて調査方法・頻度等を規定)に、ダム湖及びその周辺における生物の生息・生育状況を把握するための調査として位置付けられるものである。

ただし、基本調査ではダム湖及びその周辺における生物の生息・生育状況に関する全国的な変化の傾向や長期的な変遷等について、概略的にしか把握することができないため、これらの結果を踏まえ、解決すべき課題がある場合には、課題解決のために必要かつ詳細な調査が実施され、必要に応じて保全対策が実施されることになる。

例えて言うならば、健康管理のために受診する定期健康診断が「基本調査」、さらに精密検査が「テーマ調査」や「フォローアップ調査」に相当し、精密検査の結果をもとに、必要に応じて「保全対策」が実施されることになる。

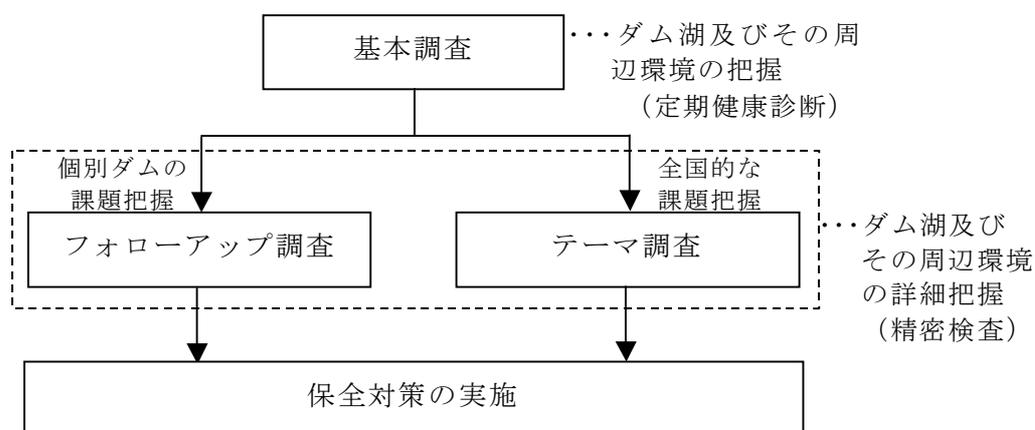


図 1.1 基本調査の位置付け (イメージ)

2. 調査対象

本マニュアルは、国土交通大臣が管理するダム及び独立行政法人水資源機構が管理する国土交通省所管ダム、都道府県が管理する国土交通省所管ダムを対象とする。

3. 調査の構成

基本調査は、表 3.1 に示すとおり、8つの調査項目から構成される生物調査及びダム湖環境基図作成調査からなる。

表 3.1 基本調査の構成

No.	調査項目		調査対象
1	生物調査	魚類採捕調査	魚類
2		魚類環境 DNA 調査	魚類
3		底生動物調査	水生昆虫類を主体とし、貝類、甲殻類、ゴカイ類、ヒル類、ミミズ類等を含む底生動物*
4		動植物プランクトン調査	動物プランクトン 植物プランクトン
5		植物調査（植物相）	維管束植物（シダ植物及び種子植物）
6		鳥類調査	鳥類
7		両生類・爬虫類・哺乳類調査	両生類、爬虫類、哺乳類
8		陸上昆虫類等調査	昆虫類、クモ目*
9	ダム湖環境基図作成調査		植生図、河川の物理環境等

※: 底生動物調査、陸上昆虫類等調査については、分類群の解明度や水辺環境との関連性から、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に挙げられている「調査対象分類群タキソリスト」において調査・同定の対象分類群の絞り込みが行われている。

4. 調査実施の頻度

調査項目ごとの調査実施の頻度を表 4.1 に示す。魚類採捕調査、底生動物調査、ダム湖環境基図作成調査については、それぞれのダムで5年に1回、植物調査（植物相）、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類等調査については10年に1回実施することとする。動植物プランクトン調査については、ダム水質調査要領に基づく定期水質調査において毎年実施し、毎年データを「河川水辺の国勢調査入出力システム【ダム湖版】」に入力する。魚類環境 DNA 調査については、【ダム湖】は毎年1季（水質調査と同時）、【ダム湖以外】は原則2年に1回1季に実施し、毎年データを「河川水辺の国勢調査入出力システム【ダム湖版】」に入力する。なお、魚類環境 DNA 調査【ダム湖以外】については、魚類採捕調査と同じ調査実施年度に設定すること。ただし、洪水等により現地の地形や植生の状況が大きく変化するなど、環境が激変した場合は、必要に応じて調査頻度を増やすなど、河川環境の変化を適切に把握できるように調査頻度を変更してもよい。また、新たに管理に移行したダム等における各調査項目1回目の調査は、従来通り全項目5年に1回程度（ただし魚類環境 DNA 調査、動植物プランクトンは毎年）の頻度で調査が実施されるように調査頻度を設定するものとし、1巡の調査終了以降は表 4.1 に示す調査頻度に移行する（図 4.1 参照）。

なお、基本調査の実施にあたっては、より適切で効率的な調査を実施するために、水系一貫の視点や調査項目間の関連性を踏まえた視点等から策定された「全体調査計画」を策定したうえで実施するものとする。

表 4.1 調査項目ごとの調査実施の頻度

No.	調査項目	基本的な調査頻度
1	生物調査 魚類採捕調査	5年に1回、1季
2	魚類環境 DNA 調査	ダム湖：毎年（1季）※ ¹ ダム湖以外：原則2年に1回（1季）※ ²
3	底生動物調査	5年に1回
4	動植物プランクトン調査	毎年※ ¹
5	植物調査（植物相）	10年に1回
6	鳥類調査	10年に1回
7	両生類・爬虫類・哺乳類調査	10年に1回
8	陸上昆虫類等調査	10年に1回
9	ダム湖環境基図作成調査	5年に1回

※1: 調査は毎年、河川水辺の国勢調査入出力システム【ダム湖版】への入力も毎年実施する。

※2: ダム湖以外の調査は、調査実施年に河川水辺の国勢調査入出力システム【ダム湖版】へ入力する。

調査頻度の考え方

水域の生物群については、生息域の直接的な改変等の影響の他、流域の土地利用、社会活動等に連動した水質や底質の変化等の影響も受けることから、調査頻度を5年に1回とする。なお、ダム湖環境基図作成調査は、生物・物理環境も含めたダム湖周辺及び河川環境を把握するための基礎情報を収集するための調査であることから、5年に1回実施する。

魚類採捕調査は、ダム湖及び周辺の生息種の季節変動が小さいことも考慮し、調査頻度を5年に1回1季とする。

魚類環境DNA調査は、外来種の侵入等の魚類相の変化を迅速に把握するため、調査頻度をダム湖では1年に1回1季、ダム湖以外では原則2年に1回1季とする。

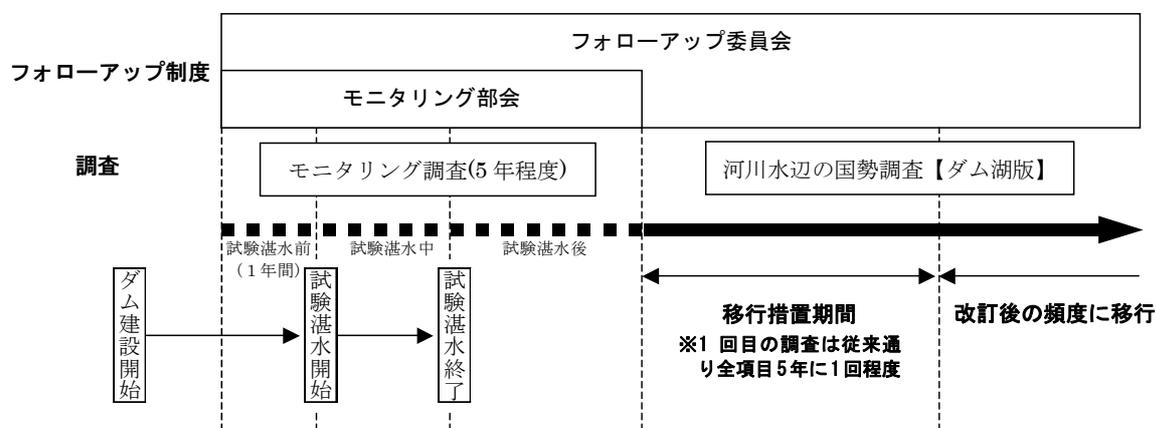


図 4.1 モニタリング調査からの移行イメージ

5. 調査手順

基本調査の手順は、図 5.1 に示すとおりである。

調査地区及び調査時期・回数等については、全体調査計画において設定されるので、基本的にはそれに沿って実施する。ただし、洪水等により現地の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて変更してもよい。

なお、動植物プランクトン調査については、ダム水質調査要領に基づく定期水質調査において実施するため、調査の詳細については「IV 動植物プランクトン調査編」を参照すること。

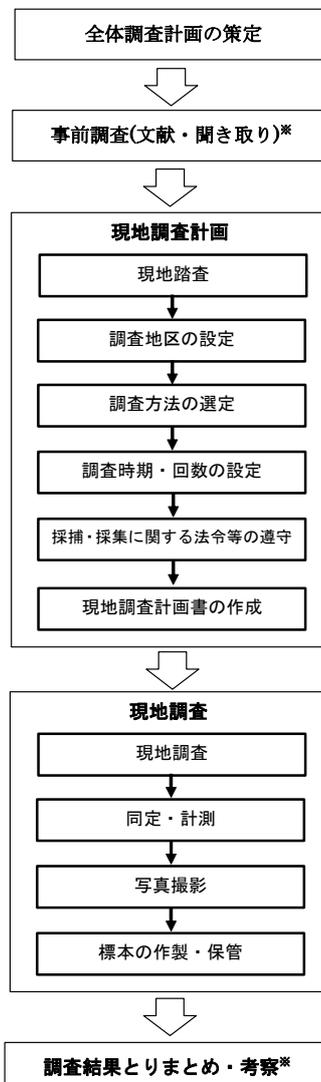


図 5.1 基本調査の手順

※魚類環境 DNA 調査においては、事前調査（文献調査・聞き取り調査）、考察は実施しない。

6. 調査地区等に関する留意事項

6.1 調査地区等の定義

ダム湖、ダム湖周辺、流入河川及び下流河川を含む範囲を基本調査における調査区域とする。その他に、ダム建設に伴い改変された原石採取跡地や建設発生土処分場、大規模な法面等の地形改変箇所や生物の生息・生育環境を創出する目的で整備されたビオトープ、湿地、池、環境保全措置・環境配慮事項として実施された移植箇所等の環境創出箇所等がある場合は、必要に応じて調査区域に含める。

調査区域、ダム湖環境エリア区分、調査地区については、全体調査計画において設定されるため、基本調査の実施にあたっては、現地の状況が大きく変化していない限り、全体調査計画に従って実施するものとする。

なお、本調査マニュアルは山間部に建設されたダムを想定して策定されているため、立地特性が大きく異なる遊水地や調節池等において調査を実施する場合は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル [共通編] 6.堰・遊水地・調節池における留意事項」を参考にしうえて、適切な調査地区を配置するようにする。

表 6.1 調査地区等の定義

調査地区等	説明
調査区域	調査対象となるダム湖、ダム湖周辺、流入河川、下流河川、その他を含む範囲全体を指す。
ダム湖環境エリア区分	調査区域をダム湖、ダム湖周辺、流入河川、下流河川、その他（地形改変箇所、環境創出箇所等）に分類した各区分を指す。
調査地区	各ダム湖環境エリア区分内に設定された代表的な場所を調査地区とする。基本的に各ダム湖環境エリア区分に1調査地区が設定されることとなるが、鳥類調査のダム湖面・水位変動域のようにダム湖環境エリア区分全体が調査地区となる場合もある。 また、魚類環境 DNA 調査については、調査地区を設定せず、現地調査において採水を行う地点を調査地点とする。
調査対象環境区分	ダム湖環境基図で表現される生物の生息・生育環境の単位を指す。水域では早瀬、淵、ワンド・たまり等、陸域では植物群落の基本分類に相当する区分である。
調査箇所	調査地区内における生物の生息・生育状況を把握するために実際に調査するライン・ポイント等が調査箇所である。1つの調査地区内において、できるだけ多様な環境を網羅できるように、調査対象環境区分ごとに数か所の調査箇所を設定する。

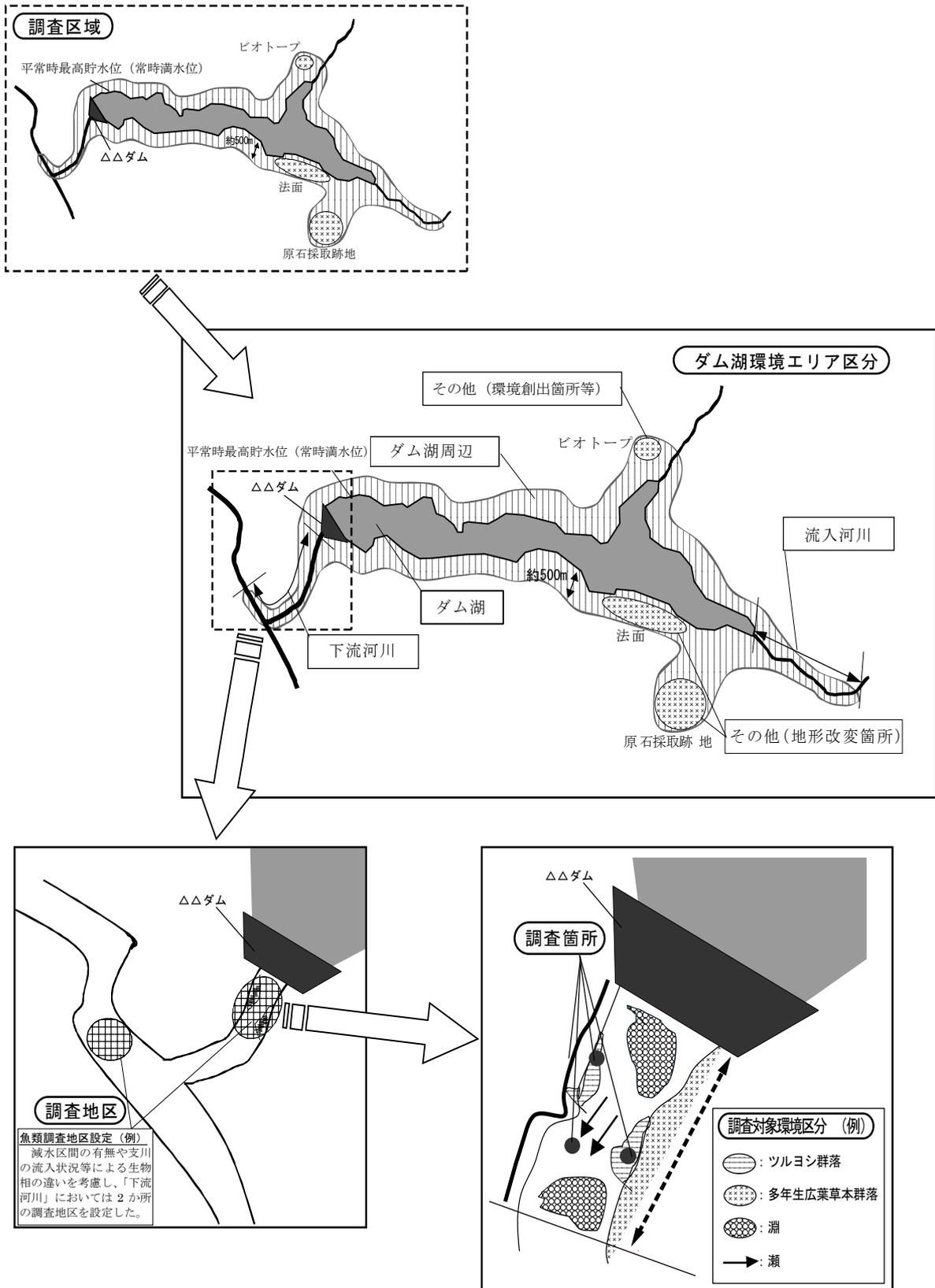


図 6.1 調査地区等のイメージ

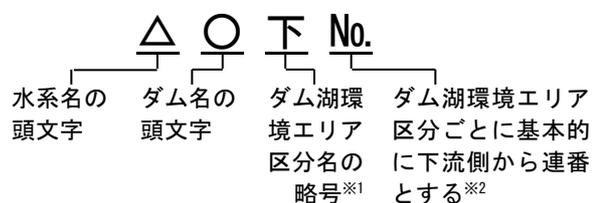
6.2 調査地区番号の設定

魚類採捕調査、魚類環境 DNA 調査、底生動物調査、動植物プランクトン調査、植物(植物相)調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類等調査の実施にあたって、調査地区に調査地区番号を設定する。調査地区番号は水系ごと、ダムごと、ダム湖環境エリア区分ごとに次のように設定する。

なお、調査地区が変更となった場合は、変更前後の対応状況を記録したうえで、番号をふり直すものとする。

調査地区番号の付け方

△△川水系○○ダムの下流河川における調査地区の場合:



※1: ダム湖環境エリア区分ごとの略称は以下の通りとする。

ダム湖→湖、ダム湖周辺→周、流入河川→入、下流河川→下、その他→他

※2: ダム湖、ダム湖周辺、その他など、距離標が不明確または無い場合は、適宜わかりやすい順番となるよう工夫する。

例. 荒川水系の浦山ダムの下流河川における最も下流側の調査地区

→ 荒浦下 1

筑後川水系の松原ダムのダム湖周辺における調査地区

→ 筑松周 2